

宇土市一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び宇土市空家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第 3 9 号

宇土市一般職の職員の給与に関する条例施行規則及び宇土市空家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(宇土市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 宇土市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成 1 2 年規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 4 第 2 項中「掲示板に掲示」を「方法により告示」に改める。

(宇土市空家等の適正な管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宇土市空家等の適正な管理に関する条例施行規則（令和 2 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 1 号中「掲示板への掲示による」を削り、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 6 月 2 9 日から施行する。